

～高等教育修学支援制度(授業料等減免及び給付型奨学金)今後の流れ～

高等教育修学支援制度とは

2020年4月からスタートした、授業料減免と給付型奨学金がセットになった新しい制度です。制度を継続して受けるためには、「授業料減免(大学)」の手続きと「給付型奨学金(日本学生支援機構)」の手続きが必要になります。手続きを行わなかった場合支援の停止・廃止の場合がありますので、きちんと指定された期限内までに手続きを行うようにしてください。

●家計基準について

家計基準(収入・資産)は、マイナンバーにより取得した所得情報及び申告された資産額に基づき日本学生支援機構が審査を行います。

収入基準：収入基準については、下表のとおりです。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市区町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－(調整控除額＋調整額)★2
(100円未満切り捨て)

★1 市区町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額＋調整額)に3/4を乗じた額となります。

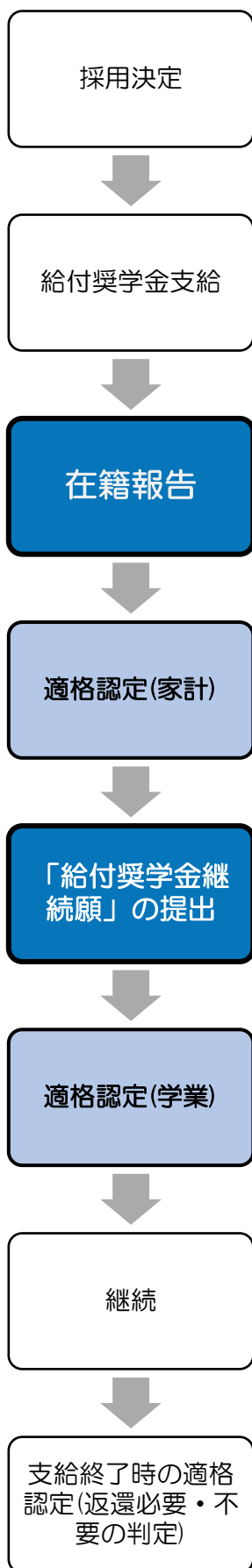
資産基準：生計維持者2人の場合2,000万円未満 1人の場合1,250万円未満 であること。

●学力基準について

廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(上記の「廃止」区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く) 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。(次のア、イに該当する場合を除く) <ol style="list-style-type: none"> ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目への授業への出席率8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く)。 <p>※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、<u>災害・傷病、その他やむを得ない事由がある場合には</u>、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。</p>

●給付型奨学金支給中の手続き<採用から支給終了まで>の流れ

※その他授業料減免の手続きもあります。



在籍報告

実施時期：毎年4月・7月・10月(採用初年度7月・10月)
 報告方法：インターネットを通じて日本学生支援機構へ報告
 報告内容：在籍状況・通学形態・国籍情報・生計維持者情報・資産情報等
 ※報告がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。
 (詳しくは、「2020年度 給付奨学生のしおり」p24)

適格認定(家計)

毎年、申請者(学生本人)及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間(家計急変事由が適用されている場合は、3ヶ月ごと)の支援区分を決定します。
 ※支援区分の変更があり、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。
 (詳しくは、「2020年度 給付奨学生のしおり」p32)

「給付奨学金継続願」の提出

時期：毎年1回(毎年12月～2月頃)
 提出方法：インターネットを通じて日本学生支援機構へ提出
 ※提出しない場合は、給付奨学金の支給が止まります。
 成績不振等の場合は、給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)され、学修状況によっては支給済みの給付奨学金の返還を求められます。
 (詳しくは、「2020年度 給付奨学生のしおり」p28)

適格認定(学業)

申請者(学生本人)の学業状況や生活状況から、給付奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等認定の上、日本学生支援機構に報告します。
 ※「適格認定」の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。また、状況によっては支給済の給付奨学金について返還を求められます。
 (詳しくは「2020年度 給付奨学金のしおり」p30-p31)

●給付型奨学金支給中の異動・変更

※下記、変更があった場合は、必ず学校にお申し出ください。

- ① 振込口座の変更
 - ② 通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更
 - ③ 他の国費による給付金との重複
 - ④ 改氏名・住所変更
 - ⑤ 給付奨学金支給の中断
 - ⑥ 給付奨学金支給の復活
 - ⑦ 退学
 - ⑧ 退学・編入学等の後に振り込まれた給付奨学金の取扱い
 - ⑨ 転学・編入学する時の手続き
 - ⑩ 転学部（科）する時の手続き
 - ⑪ 留学時に奨学金を希望する時の手続き
- （詳しくは、「給付奨学金のしおり」p16-p23）



●授業料等減免について

①適用期間

【前半期】4月～9月 【後半期】10月～3月 ※留学・家計急変等で適用期間が異なる場合もあります。

②授業料等減免及び給付型奨学金の区分について

日本学生支援機構の給付型奨学金の区分は、授業料等減免区分と同様です。

例：給付型奨学金（第Ⅰ区分（満額支援））＝授業料減免（第Ⅰ区分（満額支援））

③入学料・授業料減免額 ※（ ）内は、夜間主コースの入学料・授業料減免額です。

支援区分	第Ⅰ区分（満額支援）	第Ⅱ区分（2/3支援）	第Ⅲ区分（1/3支援）
入学料減免額	282,000円 (141,000円)	188,000円 (94,000円)	94,000円 (47,000円)
授業料減免額：半期額	267,900円 (133,950円)	178,600円 (89,300円)	89,300円 (44,650円)
授業料減免額：年額	535,800円 (267,900円)	357,200円 (178,600円)	178,600円 (89,300円)

注1) 高等教育修学支援制度の支援対象者が学期の途中で休学、退学及び卒業等する場合において、納入する正規の授業料が変更されるときは減免対象とする授業料も変更されることがあるため、減免額が上記によらないことがあります。

注2) 高等教育修学支援制度の家計急変による支援が認められた場合の減免額は、高等教育修学支援制度で定めるところにより、その支援が一定の間、3ヶ月ごとに適格認定を行って実施されることから、その場合における減免額は上記によらないことがあります。

! 給付奨学金は年1回、授業料減免は、前後期各期の年2回、所定の時期（期間）に本人が次の期の継続申請を行う必要があり、次の期の高等教育修学支援制度の適用について、支援対象者の要件を満たすかどうかの審査が行われます。この審査の結果、要件を満たさず認定されなかった場合は、給付奨学金、授業料減免ともに支援の打ち切りや停止、あるいは一定の要件を満たさない場合には「廃止」又は「警告」が行われる仕組みとなっています。また、高等教育修学支援制度で定める特定の条件（著しく学業不振な状況にある場合など）に該当したときは、支援額の返還を求められることもあります。

●支援対象者の要件に関する留意事項

○支援対象者の要件として以下に該当する場合も支援対象者とはなりません。

- ・過去に在籍した高等教育機関（岡山大学含む）で高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を一度受けたことがある。
- ・岡山大学在籍中に高等教育修学支援制度の授業料減免の支援を受けていたが打ち切られた。

○法令等で定める斟酌すべきやむを得ない事情があると認められるとき（社会的養護を必要とする場合、傷病、災害など）は、学業成績・学修意欲に関する要件を緩和する特例措置が適用されることがあります。

○このほか、家計急変による支援の支援対象者の要件については、別に定められています。

○提出された申請書等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等にとり、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。

●参考 URL

○岡山大学ホームページ「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）」

<https://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>

○文部科学省ホームページ「高等教育修学支援制度」特設ページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

○独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

■お知らせ

高等教育修学支援制度に関するお知らせを見落とさず、期限を厳守しましょう。高等教育修学支援制度に関することは校内掲示や岡山大学のホームページ等でお知らせしますので、見落としのないように常に確認し、提出期限は必ず守りましょう。

- ・一般教育棟 A 棟 1 階 & 所属学部 の 掲 示 板
- ・岡山大学公式ホームページ > 授業料・学費支援・保険 > 高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付奨学金)
<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syugakushien.html>
- ・岡大 G-mail もよく確認するよう心がけてください。

■お問い合わせ方法等

- (1) 奨学金に関する手続きや問い合わせはすべて学生本人が行ってください。
※日本学生支援機構から学生本人へ給付される奨学金のため、ご本人が把握することが重要です。
給付期間中は大学を通じて機構とやりとりします。父母等には学生本人から必要な情報をお伝えください。
- (2) 至急の場合、学生支援課から直接電話連絡することがあります。
でられなかった場合は折り返しご連絡ください。
※岡山大学からの電話番号は、「086-251-****」です。*印が担当部署により代わります。
※大学の学務システム(履修登録等に使用するシステム)に登録してある本人連絡先へお電話しますので、
電話番号を変更した場合は、各自で学務システムの情報を修正しておいてください。
- (3) お問い合わせ先
学務部 学生支援課 高等教育修学支援制度担当 TEL:086-251-7180
窓口：平日 8：30～17：00